

◎新潟県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 向原越後中里停車場線
- 2 供用開始の区間
南魚沼郡湯沢町大字土樽字向原3064番8から同郡同町大字土樽字向原3064番8まで
- 3 供用開始の期日 平成30年2月27日